

## 規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武笠正男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇四―

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二―）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表中「社会復帰部」を「精神保健福祉部」に、「本庁の所長」を「本

統括参事

庁の所長に、「総合調整幹」を「次世代産業幹」を

報戦略幹に、政策幹に、「次世代産業幹」を経

世代産業幹に、「副参事」を「副参事」を

济对策幹に、「副参事」を「副参事」を

報道長

を所掌する総合調整幹を「報道長」に改め、「行政改革・

雇用労働局長

ICT局長」を削り、「契約局長」を「契約局長」を

県民共生局長に、参事

用労働局長

事に改め、「特に困難な業務を所掌する総合調整幹」を

与（総務部の参与を除く。）

「特に困難な業務を所掌する統括参事

行政・デジタル改革局長に、「極めて困難な業務を所掌する総合調

整幹」を「極めて困難な業務を所掌する統括参事」に改める。

別表第一ニの表中「副センター長（総合リハビリテーションセンターの副センタ

ー長に限る。）を「副センター長（総合リハビリテーションセンターの副センタ

病院長

ー長に限る。）

に改める。

## 附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。